

議案第 16 号

富津市準用河川の流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

富津市準用河川の流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 24 年 2 月 21 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

流水占用料等の徴収に係る規定を整備することによりその徴収を適正に行うため、条例の一部を改正するものである。

富津市準用河川の流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例

富津市準用河川の流水占用料等に関する条例（平成12年富津市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「法第100条において準用する」を削り、同条に次の2項を加える。

- 2 前項の流水占用料等は、許可の日から1月以内に納入通知書により一括して徴収する。ただし、占用又は採取の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の流水占用料等は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収する。
- 3 この条例の規定により徴収した既納の流水占用料等は還付しない。ただし、市長が許可を取り消した場合において、既に納めた流水占用料等の額が当該許可の日から当該許可の取消しの日までの期間につき算出した流水占用料等の額を超えるときは、その超える額の流水占用料等は、返還するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の規定による改正後の富津市準用河川の流水占用料等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の占用又は採取の許可に係る流水占用料等について適用し、同日前までの占用又は採取に係る流水占用料等については、なお従前の例による。